

〈研究ノート〉

## 大内武治及びその関係史料

和田 秀 作

はじめに

室町幕府政所代であつた蜷川親元の記した「蜷川親元日記」の寛正六年五月二十六日条に、「大内次郎多々良武治」が弾正少弼に任じられ、その礼として幕府に太刀と二千疋を進上したという記事が見える（後掲史料二。以下、単に史料二のごとく記す）。

この大内武治は、管見の限り現存する大内氏の系図や系譜に全く現れない人物である。また、拙稿を除けば彼について言及した論考も見あたらない<sup>1)</sup>。しかし、その名乗りや活動例から見ても、武治が周防大内氏の有力な親族であつたことはまちがいない。それゆえ、彼は教弘末期から政弘初期にかけての大内氏を考えるうえで見逃せない人物の一人と考えられる。

そこで、小稿では、管見に入つた大内武治の関係史料を網羅的に紹介するとともに、限られた史料からその動向及び歴史的な性格を可能な限り究明してみたい。

## 一 大内武治の活動

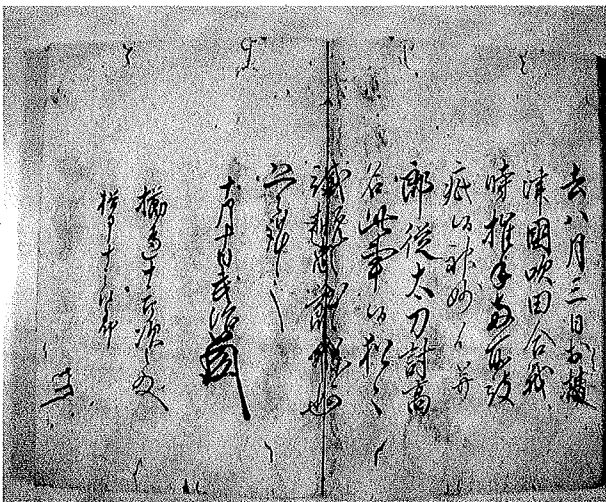
まず時間的経過に沿って、大内武治の活動を確認しておきたい。

大内武治の初見は、長祿四年(一四六〇)十二月八日、大内教弘が末武犬法師丸に長門国阿武郡大井郷領家内十五石地を預け置いたとき、武治の命に従って知行せよと命じたものである(史料一)。ここからは、武治が給人末武氏よりも上位の知行権、あるいは末武氏に対する何らかの指揮命令権を大内氏当主より承認されていることが想定される。

つぎに武治の姿が確認できるのは、冒頭でも触れた寛正六年(一四六五)の弾正少弼任官に関する一連の記事である(史料二、四)。これによれば、武治は少なくとも前年の寛正五年(一四六四)から、大内氏の在京雑掌である松雪軒を通じて任官を働きかけ、弾正少弼という官途の獲得に成功したことが知られる。

続いて、弾正少弼任官から約三ヶ月後の寛正六年八月伊予国に出陣中の大内氏の軍勢のなかに、家督相続前の「新介」|| 政弘と共に「次郎」|| 武治の名があることが確認できる(史料五)。

応仁・文明の乱が勃発すると、家督を嗣いでまもない大内政弘



大内武治唯一の発給文書 (史料6)

は、応仁元年(一四六七)八月に八か国の軍勢を率いて上洛し、西軍側に参戦する。このころ周防国屋代島の警固衆である櫛辺氏の摂津国吹田合戦における戦功を賞した感状を発給したのは、他ならぬ大内武治であった(史料六・二頁写真)。また、文明元年(一四六九)十二月に大内氏の有力被官仁保弘有の摂津国神崎合戦における戦功を政弘に注進し、逆に政弘から注進を受けている「霜台」は、やはり大内武治であった(史料七、九)。したがって、武治も政弘とともに上洛し、摂津国方面を転戦していたと考えられる。

ところで、この応仁・文明の乱の最中の文明二年(一四七〇)春、国元において、政弘の伯父に当たる大内道頓(教幸)が細川勝元に内通して東軍側として挙兵するという事態が起こる。

まさに、この道頓挙兵中の文明三年(一四七二)十二月七日付けで、陶弘護ら任国の大内氏有力家臣たちが、内藤道円ら在京中の有力家臣へ宛てた長文の注進状が残されている(史料一三)。長門国阿武郡の要衝賀年城を包囲した大内道頓と彼に与する石見国の有力国人の軍勢を、政弘方の陶弘護らが石見国人益田貞兼と連携しながら撃退した様子などが詳述された興味深い史料だが、いま注目すべきは冒頭部分である。すなわち、道頓陣営に属した者の名が書き連ねてある部分に、道頓に次いで武治の名が記されていることが確認できる。ここから、応仁・文明の乱に際し、当初は政弘とともに上洛し摂津国方面を転戦していた武治が、文明三年九月の時点では既に帰国して、大内道頓に加担していることが判明する。

このような武治の動静、及び彼の官途が弾正少弼であることを念頭に置くと、前稿でも指摘したように、応仁・文明の乱の政治史に関する従来の記述に一部修正を加えることができる。

すなわち、文明二年五月十九日に、摂津国下島に展開していた仁保弘有や西条衆らの大内軍を率いて戦線を離脱し、

そのまま東軍へ寝返った「弾正少弼」とは、山名政豊ではなく大内武治であった(史料一〇〇〜一二二)。したがって、宗全死後の文明六年(一四七四)四月に東軍と和解した山名政豊が、それ以前の文明二年(一四七〇)五月の時点でいったんは東軍に走り、生前の山名宗全にかなりの精神的な打撃を与えたとする見解は誤りと言える。そして、大内氏に焦点を絞るならば、文明二年五月の大内軍の集団戦線離脱事件は、まさに大内道頓の拳兵に呼応した動きであり、これに対する大内政弘の憤りが一段と明確に理解できるのである。

大内道頓の軍事行動は文明四年(一四七二)正月ころ鎮静化する。これにより、道頓に加担したものの多くは勢力を失い、武治の消息もしばらく途絶える。ところが、文明七年(一四七五)八月に、安芸国人吉川氏と綿貫氏の抗争の調停者の一人として「大内少弼殿」の名が再び史料に現れる(史料一四)。

この史料の歴史的背景については、先行研究に詳しいが、本稿での当面の関心は、このときの武治の政治的立場である。すなわち、武治は西軍の主力として在京中の政弘と既に和解していたのか、あるいはまだ敵対していたのか。この問題を解く鍵となるのは、武治と共にこの紛争の調停役を勤めている三隅氏ら石見国人の政治的立場である。

応仁・文明の乱における彼らのその時々立場を明確にするのは困難である。しかし、ここに見える三隅・佐波・福屋・高橋の各氏をそれぞれの惣領であるとすれば、このときの彼らの立場は東軍であった可能性が非常に高い。とすれば、武治の立場も東軍であり、惣領の政弘とは依然として敵対関係にあったと推測される。

右の推測を裏付けるのが、応仁・文明の乱の終息直前の文明九年(一四七七)九月に「少弼殿」<sup>⑩</sup> 武治は在城中の「当城」を政弘方の杉重隆側へ明け渡している事実である(史料一五)。すなわち、宇佐八幡宮番長職を回復するために、大内氏被官となり、杉重隆を頼っていた永弘氏輔は、「調法」を以て城内に忍び入り、武治家人の波多野藏人・入江太郎左衛門尉と交渉して城の受取に成功している。このような事実そのものが、このときまで政弘と武治がまだ戦闘状態にあったことを示していると言える。

このとき、武治はどこにいたのかは不明ながら、その後京都から帰国した政弘と和解したと考えられる。すなわち、一年後の文明十年(一四七八)十月、武治は豊前国鈴隈寺より使者を派遣して、筑前・豊前両国経略のために博多に滞在中の政弘に太刀と馬を献上し、入国を賀したことが知られる(史料一七)。このときに、知行地の処分を含む武治の処遇が決定したと推測され(史料一九)、管見の限りこれを最後に武治の関係史料は見えなくなる。

## 二 大内武治の歴史的性格

前章での大内武治の事績をふまえたうえで、ここでは限られた史料から武治の歴史的な性格あるいは役割について考察してみたい。

まずは、武治の所領・所職について検討しておきたい。

史料一九によれば、文明十年十月、武治の先知行分は「二千八百余」であったことが判明する。ただし、別紙として提出されたはずの「先御知行注文」を欠くため、この「二千八百余」という数値の単位も、具体的な知行形態や所在地も不明である。しかし、いま仮に二千八百貫(石)<sup>⑪</sup>とすれば、彼の家臣の知行分(「御家人知行分」)を加味した武治の所領高の総計は、ほぼ一郡規模のそれを想定しうる。この数値からは、武治の相当な経済的権益とそれにふさわしい地位がうかがえる。

これを念頭において、武治の初見史料である史料一に注目したい。この場合、教弘が「随武治命可知行」という表現をしているのは、阿武郡の中心地である大井郷<sup>⑬</sup>の新給人としての末武氏は、武治の何らかの統制下に組み込まれることを意味している。これは、当地が例えば武治が城督を勤める城の城領的な性格の土地であったためである可能性が考えられる。あるいは、当地において武治が城督以上の立場で、何らかの領域支配権を行使していた<sup>⑭</sup>可能性もある。もし後者であれば、阿武郡が分郡として親族の満世に与えられた例があることを勘案すれば、このとき武治は阿武郡の分郡主であった可能性も想定できる。

また、文明十年(一四七八)十月武治が博多の政弘に遣使した際にいた鈴隈寺(史料一七)と先知行分から除かれた豊前国山国(史料一九)とは、比較的近い位置関係にある。政弘に最後まで敵対した武治に知行することが許された唯一の所領が、この山国近辺であったと考えられる。なお、武治が文明九年(一四七七)九月に杉重隆を通じて政弘に明け渡した「当城」(史料一五)も、豊前国内の城であった可能性が高い。あるいはこのあたりにあったのかも知れない。

以上のように、武治が何らかの権益を持った在所として具体的に判明するのは、長門国大井郷と豊前国山国のみである。しかし、安芸国人間の紛争を石見国人らと共に調停した文明七年(一四七五)ころは、当然石見国内にも拠点があったと推測される。

つぎに、武治権力の人的基盤である家臣団にも言及しておく。

表1は、史料一六から文明十年十月の時点で武治に隨身していた人物を姓別にまとめたものである。まず全体的な特徴を述べると、①総勢二八名で、二〇の氏からなっている。②その内訳は能美姓の五名が最大で、三浦姓三名、波多野姓と平井姓が各二名と続き、あとの諸氏は一名ずつである。③彼らの出自に注目すれば、必ずしも断定はできな

表1 史料16に見える武治の家臣団

	姓	仮名・官途	数	出自
1	朝倉	源兵衛尉	1	
2	今岡	助三郎	1	伊予?
3	入江	太郎左衛門尉	1	安芸?
4	打穴	与三左衛門尉	1	
5	後藤	与三右衛門尉	1	
6	俵田	彦七	1	
7	寺本	藤五郎	1	石見
8	頓野	弥四郎	1	筑前
9	仲八屋	次左衛門尉	1	豊前
10	中村	藏人	1	
11	奈良橋	土佐守	1	周防
12	能美	和泉守・河内守・弥六・弥十郎・藤右衛門尉	5	安芸
13	波多野	藏人・又三郎	2	長門
14	久江	彦右衛門尉	1	
15	平井	勘解由左衛門尉・右馬允	2	
16	三浦	右馬允・平六・甲斐守	3	周防
17	三井	藤左衛門尉	1	長門?
18	光富	新次郎	1	周防
19	美甘	遠江守	1	美作
20	吉賀	三郎左衛門尉	1	石見
		計	28	

いものの、周防・長門・筑前・豊前・安芸・石見と当時の大内氏領国全体にちらばっている、等々が指摘できる。

このうち、波多野藏人は文明九年(一四七七)に武治が在城していた「当城」を政弘方に明け渡す際に永弘氏輔と交渉した人物である(史料一五)。文明十年(一四七八)に武治の使者として博多に赴いた「波多野出雲藏人」(史料一七)

も同一人物と推測される。したがって、彼は武治家臣のなかでも中心的な役割を果たしていた人物と考えられる。同じく入江太郎左衛門尉も文明九年の開城に関わっており(史料一五)、武治の有力家臣の一人であったと考えられる。

また、最大の人数を数える能美氏は、安芸国能美島を本貫とする能美氏の庶流と推測される。能美氏は付近の呉や蒲刈の領主とともに「三ヶ島衆」と称され、大内氏警固衆の一翼を担った海上勢力である。このことと、応仁・文明の乱中に武治が率いていた櫛辺氏(史料一六)が、同じく大内氏警固衆である「屋代島衆」の

一員であつたことを勘案すれば、武治と警固衆との結びつきも想定しうる。

表1の二八名は、最後まで武治と行動を共にした者たちにすぎず、もとより武治家臣団の全貌やその性格を直接的に反映する存在ではない。しかし、精神的な紐帯という面では、彼らこそ武治家臣団の中核をなしていたとも考えられる。それゆえ、彼らの分析を通じて、武治家臣団の性格の一端をうかがいしめることは可能であろう。

右のような実力を有した大内武治の活動例から容易にうかがえる役割の一つは、彼が大内氏の軍事編成上、最上級クラスの軍事指揮官であつたということである。

例えば、寛正六年(一四六五)の伊予国出兵時には、武治は家督相続前の政弘に次ぐ地位にあつたことが知られる(史料五)。また、応仁・文明の乱においては、武治は東西条代官仁保氏の摂津国における戦功を当主政弘に注進したり、逆に政弘の謝意を仁保氏へ伝達すべき立場にあつた(史料七・九)。そして、同時期に櫛辺氏に対しては独自に感状を発給している(史料六)。また東軍に転じてからも、総帥である道頓に次ぐ地位にあつたことは明白である(史料一三)。つまり、武治は仁保氏のような守護代クラスの人間を統率する、当主権限の代行者たる地位にあつたと考えられる。

さらに武治の役割としては、地域紛争の調停者たる立場にあつたことが注目される。

文明七年(一四七五)八月に、安芸国人吉川氏と綿貫氏の抗争を三隅氏らの石見国人が調停している(史料一四)のは、地域紛争を幕府・守護公権に優先する国人領主の盟約あるいは連合を軸にした在地秩序によつて解決するという事例の一つである。しかし、ここに武治が加わっているのは、彼の存在がそういった秩序にさらに重みを加えているからに他ならない。東軍方に属する芸石の国人たちにとつて、自分たちに関わりの深い安芸国東西条や石見国邇摩郡の分郡守護であり、隣国の守護でもあつた大内家をこの時点で体現していたのは、西軍方の政弘ではなく武治であつたのである。つまり、武治は応仁・文明の乱で分裂した大内氏権力の一方の代表者として、地域紛争の調停者たることを期待されていたと考えられる。

最後に武治の出自について考えてみたい。前述のように、彼は現在世に知られる大内氏の系譜類には全く現れない人物であり、その出自を明記した関係史料も見あたらない。したがつて、系図のどこに位置づけられるかは不明ながら、以下のような想定は可能であろう。

まず、「武治」という実名に注目してみる。大内氏の通字は「弘」あるいは「盛」、「世」と考えられ、南北朝期以降は当主以外でも將軍の偏諱を与えられた者が多い。この点、実名に通字を持たず、將軍の偏諱も受けていない武治は傍流であつた可能性も高い。また、武治は教弘の嫡子政弘よりも年長と推測される。なぜならば、政弘が未だ幼名を名乗っていた長祿四年(一四六〇)十二月、彼は既に実名を持っていたからである(史料一)。

つぎに仮名及び官途を手がかりとして武治の出自を考えてみる。「大内次郎」(史料二・五)という仮名は、政弘の嫡子義興が名乗っていたことがある。とすると、実名からの推測とは異なり、武治は惣領家と血筋的にそう離れていないとも考えられる。そして、「弾正少弼」は正五位下相当の官職であるから、武治の位階は当主が代々名乗つた「左京大夫」の従四位下に次ぐ。また、はじめて官職を得たのが寛正六年(一四六五)であるから(史料二・三)、彼は年齢的には教弘より下であつたと考えられる。

さらに、政弘は教弘が二十七才のときに誕生しているから、政弘に庶兄がいても不思議ではない。

したがつて、全くの憶測ながら、武治の出自としては、①政弘の従兄弟、②政弘の又従兄弟、③政弘の叔父、④政

弘の庶兄、あたりにその可能性を求めておきたい。

以上より、大内武治の歴史的品格を一言で表現するならば、彼は系譜上の位置づけや職務上の地位は不明ながら、独自の所領と家臣を持つ大内氏の有力な親族であり、当主権限の一部を代行あるいは分掌する存在であったということとなる。それゆえ、軍事行動においては最上位に近い軍事指揮権を行使したと推測され、地域紛争の調停者として期待される側面もあつたのである。

### おわりに

最後に、二章にわたって述べてきたことをいま一度整理するとともに、今後の課題を指摘してむすびとしたい。

大内武治は、弾正少弼を官途とし、一郡規模に匹敵する知行地を持った可能性のある大内氏の有力な親族であつた。彼は、家督襲封前後の政弘を補佐するように伊予国や京都に出陣するが、文明二年(一四七〇)五月には政弘の伯父道頓の挙兵に呼応し、以後は政弘に対抗した。その間、一貫して大内氏当主の軍事指揮権を分掌する最上位クラスの軍事指揮官であり、大内氏権力の体現者の一人でもあつた。その動向は、当該期の大内氏を大きく左右する存在であつたと言える。

このような重要な役回りを演じた武治が、現存する大内氏の系譜類には全く現れないという事実は何を意味するのだろうか。このことは、武治の活動が確認できる長祿四年(一四六〇)〜文明十年(一四七八)の十八年間で、大内家という西国の有力大名家にとつてどのような時期であつたかを改めて検討すべきことを示唆していると思われる。

いまこの問題を正面から論じることができないが、さしあたって以下の二点を指摘しておきたい。

第一点目は、少なくとも康正三年(一四五七)三月から寛正四年(一四六三)八月ごろの間、大内教弘は何らかの理由により、將軍義政の勘気に触れ、幕府から大内家の当主とは認められていないという事実である。<sup>28)</sup>すなわち、このころ教弘は、一時的にせよ幕府から家督を停止あるいは剥奪され、対外的には大内家当主としてふるまえない状況にあつたと考えられる。<sup>29)</sup>とすれば、本稿でその可能性を指摘したように、教弘が大内武治に分郡支配権を委ねていたとしても不思議ではない。

教弘の家督停止は、この後伊予国出兵から応仁・文明の乱に至るまで大内氏が反幕府的行動をとる背景を考えるうえでも、大変興味深い事実である。今後、このあたりの事情を明らかにする必要がある。

第二点目は、大内氏にとつての応仁・文明の乱の意義を再確認すべきであるという点である。

研究史では、とりわけ文明二年(一四七〇)大内道頓の挙兵は、西軍方の主力である「当主」政弘の後方攪乱をねらつた東軍側の誘いに応じた一時的な反乱と評価されることが多い。<sup>30)</sup>しかし、以前から道頓が教弘・政弘の潜在的な競合相手であり、一時的にせよ在国・在京を問わず家臣団の主立った者たちの支持を得たことは見逃せない。<sup>31)</sup>そして、何よりも当該期政弘の家督は、いわゆる「西幕府」から認められていたにすぎず、幕府公認の家督は道頓とその子嘉々丸のラインであつたことに留意すべきである。<sup>32)</sup>

つまり、道頓の挙兵とは単なる反乱というよりは、大内氏内部の事情に加え、幕府との関係から惣領権が動揺していた大内氏権力の分裂に他ならない。それゆえ、この争いに最終的に勝利した政弘が戦後処理の一環として系譜の整備に心血を注いだと考えられる。<sup>33)</sup>大内氏にとつて、応仁・文明の乱とはこのような側面を持つていたのである。

以上のように、本稿で素材とした大内武治が活躍した長らく文明期は、大内氏にあつては、惣領権の動揺、分裂を経て、最終的に教弘流大内氏が惣領権を確立する時期にあたと考えられる。そういった意味では、当該期は大内氏にとつて大きな画期であつたと評価できよう。これまで見逃されてきた大内武治という人物に焦点をあてることによつて、そのあたりの事情がより明確に理解できるのではないだろうか。

## 註

- (1) 拙稿①「大内氏家臣安富氏の関係史料について」(『山口県文書館研究紀要』二七号、二〇〇〇年)五七―五九頁・六二頁。②「大内氏家臣安富氏の関係史料について」(『山口県文書館研究紀要』二八号、二〇〇一年)七二頁。以下、前稿と称す。なお、小林健彦「大内氏の対京都政策―在京雑掌(僧)を中心として―」(『学習院史学』二八号、一九九〇年)四頁の一覧表に、武治の名が記されるが、具体的な記述はない。
- (2) 松雪軒の活動については、前掲註(1)所引小林論文、二―八頁に詳しい。
- (3) 「経覚私要鈔」応仁元年七月三日条(『山口県史』史料編中世1、一七八頁)ほか。
- (4) 松岡久人「義隆の出自」(米原正義編『大内義隆のすべて』〈新人物往来社、一九八八年〉)四八頁ほか。
- (5) 前掲註(1)所引前稿①五八頁。
- (6) 『兵庫県史』三卷(一九七八年)一〇四頁ほか。
- (7) 諸系図類によれば、大内道頼は文明四年(一四七二)正月二十五日豊前国馬岳で自刃したことになる(例えば、御園生翁甫「新撰大内氏系図」へ『近世防長諸家系図綜覧』防長新聞社、一九六六年。のちマツノ書店より一九八〇年に復刻)。以下、大内氏の系譜に関する記述は、この系図による。しかし、少なくとも文明八年(一四七六)までは、生存をうかがわせる史料もあり(『金剛三昧院文書』一七六号へ『高野山文書』五卷、一二七頁)。「大友家文書録」へ『大分県史料』三二卷、二二四頁)、文明四年死亡説には疑問が残る。この項の多くは、須田牧子氏の御教示による。
- (8) 岸田裕之「大名領国の構成的展開」(吉川弘文館、一九八三年)三八―三八九頁。
- (9) これに先立つ文明六年(一四七四)七月東軍方の將軍義政は益田貞兼に石見国長野庄内七郷ほか地頭領家職を還付する御判御教書を出し、同年末それを受けた幕府奉行人奉書が三隅

中務少輔・佐波兵部少輔・福屋安芸守・高橋大千代を含む石見の有力国人六名に宛てて出されている(『益田家文書』二三四号・一八六号へ『大日本古文書』家わけ二十二之二)。また、文明八年(一四七六)五月三隅中務少輔と周布因幡守との間で交わされた契状には「御敵中殊防州辺」(大内政弘方「西軍」より計略があつた時には談合して返事をするという箇条が含まれている(山口県文書館蔵「周布家文書」(県史編纂所史料九九九)。佐波兵部少輔も文明八年三月には東軍方であつたことが確認できる(関四三出羽源八七三号)。したがって、ここに名が見える石見国人を西軍とする岸田氏とは見解を異にする。

(10) 「永弘家文書」八二七号(『大分県史料』四卷、二九一頁)。「到津家文書」三三二二号(『大分県史料』一卷、三三六頁)ほか。

(11) 大内氏領国においては、石高表示と貫高表示は実質的に相互に通用されている(松岡久人「戦国期大内・毛利両氏の知行制の進展」へ『史学研究』八二号、一九六一年)。のち永原慶二編『毛利氏の研究』戦国大名論集一四(吉川弘文館、一九八四年)に再録、二四頁)。

(12) やや後年の数値ながら、大永三年(一五二三)大内氏分郡の安芸国東西条が五〇七〇貫である(「平賀家文書」二四三三号へ『大日本古文書』家わけ十四)。また、弘治三年(一五五七)ごろ毛利元就所領の安芸国佐東郡が四三〇〇貫で、その内の五

三%にあたる二二八〇貫が元就の直臣たちの所領であつた(『毛利家文書』四一〇号へ『大日本古文書』家わけ八之二)。したがって、武治家臣の知行地の所領高が、武治の直轄地分と同規模程度であれば武治所領の総計は五六〇〇貫、その半分としても四二〇〇貫程度となり、ほぼ一郡規模に相当する。以上は、秋山伸隆氏の御教示による。

(13) 「萩市史」二卷(一九八九年)一〇四四頁ほか。

(14) 大内氏の城督は、在番衆に対する軍事指揮権に加え、郡や郷といった政治的担当地域を持つている(馬部隆弘「城郭支配政策からみた戦国期毛利氏の権力構造」(村田修三編『新視点中世城郭研究論集』新人物往来社、二〇〇二年)九六頁ほか)。

(15) 「益田家文書」七一号へ『大日本古文書』家わけ二十二之二。「益田家文書」卷五三。

(16) 鈴限寺は、豊前国上毛郡鈴限(現福岡県築上郡吉富町)に所在する、天平年間の創建と伝える真言宗の古刹である。往時の寺域は、寺が現存する鈴熊山以外にも広がっていたようである(『吉富町史』(一九八三年)一三四頁)。応永年間大内盛見が豊前国に出陣した際には、鈴限を二度陣所としたとされる(『角川日本地名大辞典』四〇福岡県、七四三頁)。

(17) 開城から処遇決定にいたるまで武治に関わっている杉重隆(史料一五・一七・一九)は、当該期豊前国と関わりが深い(松岡久人「大内氏の豊前国支配」へ『広島大学文学部紀要』二三一

一、一九六四年(一四頁)。また、開城に際し直接交渉に当たった永弘氏輔は、前述のように、本来は宇佐八幡宮番長職を世襲すべき立場にあった人間である。

(18) 「正任記」文明十年十月二十六日条(『山口県史』史料編中世1、三五六頁)ほか。

(19) 宇田川武久「大内氏警固衆の消長と毛利氏の水軍編成」(『海軍史研究』一九号へ一九七二年)三八―三九頁ほか。のち前掲註(11)永原編著書に再録。

(20) このほか、文明十年(一四七八)九月に日田氏家人の拠った山国溝部郷狩宿城を開城させ、許可なしに入部したことで政弘の不興を買った「山国衆」(「正任記」文明十年十月三日条(『山口県史』史料編中世1、三三一頁)も、武治の配下であった可能性がある。

(21) 大内氏の分郡である安芸国東西条の支配を担った東西条代官の地位は、他の大内氏分国で言えば郡代よりは守護代のそれに近いと考えられる。

(22) 前掲註(8)所引岸田著書、三八九頁。

(23) 久留島典子『一揆と戦国大名』日本の歴史二二二講談社、二〇〇一年(一四―一五頁)ほか。

(24) 「武」字は、「正」字とともに、教弘(義隆)の大内氏歴代の当主が、自らの実名以外の字を家臣などに与える場合に用いられた(例えば、関一二一周布吉兵衛一五七号・譜録あ65厚

母吉兵衛直宜など)。筆者が武治の存在に気づいたのも、「武」の字を与えられた人物を検出する作業を通じてであった。

(25) 大内政弘は、少なくとも寛正二年(一四六一)六月までは「亀童」と称されている(「小早川家証文」二二九号へ「大日本古文書」家わけ十一之二)翌寛正三年(一四六二)八月には政弘と名乗ったようであるが(「到津家文書」二五〇号へ「大分県史料」一巻、二六三頁)、同年のものと推測される九月二十一日付けの史料では、相変わらず「亀童殿」と呼ばれている(「東大寺文書」三六巻三〇六号へ「大日本古文書」家わけ一八之七)。したがって、正確には政弘がいつ頃元服したか不明である。

(26) 「蔭涼軒日録」長享二年正月三十日条(『山口県史』史料編中世1、一四九頁)。

(27) 没年から逆算すると、大内教弘は応永二十七年(一四二〇)、政弘は文安三年(一四四六)に生まれている(前掲註(7)所引「新撰大内氏系図」ほか)。

(28) 長祿三年(一四五九)九月以降、幕府の遵行命令は教弘ではなく、「大内亀童」すなわち元服前の政弘に対して出されるようになる(「金剛三昧院文書」一七一号へ「高野山文書」五巻、「蜷川家文書」四五号へ「大日本古文書」家わけ二十一之一)。また、康正三年(一四五七)三月及び寛正二年(一四六一)六月、武田信賢との安芸国内の所領をめぐる紛争の際、幕府から大

内氏側の当事者とされたのは、教弘ではなく、「大内亀童」であった(「毛利家旧蔵文書」(『山口県史』史料編中世2、七四四頁)・前掲註(26)所引「小早川家証文」二二九号)。そして、寛正四年(一四六三)八月に教弘は石見国人益田氏に対して、「如御存知、此方事近年者御勘気分候之間、態不申通候、若し上意取直事候者、其時可申候」と述べている(「長府毛利家文書手鑑」(『下関市史』資料編VI、一七頁)。なお、教弘の花押の形状と文中の「閏六月」という文言より、この史料の年代は、刊本の傍注通り寛正四年に比定できる)。

(29) 前掲註(28)所引「長府毛利家文書手鑑」。ただし、当該期においても被官に対する知行宛行状や領国内への法度などは、教弘の名で発給されているから、対内的には教弘が当主権限を行使していたと言える(関一五〇白杵平左衛門一五号・「大内氏掟書」二一八条へ「中世法制史料集」三巻 武家家法I、岩波書店、一九六五年)ほか。なお、寛正六年(一四六五)六月安芸国東西条は、政弘ではなく、教弘に対して安堵されているから(「蜷川家文書」五三三号へ「大日本古文書」家わけ二十一之一)、この頃には教弘の家督回復が確認できる。

(30) 寛正六年(一四六五)大内教弘は、幕命に背いて自ら伊予国に渡海して河野通春を援けたが、病没する(「毛利家文書」一八号へ「大日本古文書」家わけ八之一)。その跡を嗣いだ政弘は、幕府より追討を受けることになり(「吉川家文書」四八

(31) 例えば、小川国治編『山口県の歴史』(山川出版社、一九九八年)九九頁など。

(32) 大内道頓(教幸)は、嘉吉元年(一四四二)弟の教弘と家督をめぐって抗争し、少武氏を巻き込んで筑前・豊前両国に乱入している(「佐々木家文書」(『九州史学』二二五号)。敗戦後は、遁世し(「佐田家文書」七八号へ「熊本県史料」中世二、二〇三頁)、享徳四年(一四五五)ごろには大友氏のもとに身を寄せていることが確認できる(「李朝実録」端宗三年七月二十四日条へ「山口県史」史料編中世1、八九〇頁)。その一方で、道頓は享徳三年(一四五四)から「巨酋使」としての大内氏惣領とは別に、独自に朝鮮と通交していた(須田牧子「室町期における大内氏の対朝関係と先祖観の形成」(『歴史学研究』七六一号、二〇〇二年)二一―三三頁)。さらに、遅くとも寛正三年(一四六二)以降、彼は「大殿」と称される地位にあった(前掲註(25)所引「東大寺文書」三六巻三〇六号・「黒水家文書」(『大日本史料』八編之十、二五五頁)ほか)。このような経歴と教弘の兄という出自から、道頓は教弘・政弘にとって常に潜在的な競合相手であったと言えるよう。大内道頓については、応仁・文明の乱中に挙兵する以前の動向も含め、あ



らゆる点で研究を深め、大内氏権力の中での位置づけを確定する必要がある。

(33) 陶弘護ら在国の有力家臣がほとんど道頓側につき、武治を筆頭に、前述した東西条代官仁保弘有やその配下の西条衆のほかにも、筑前国守護代仁保盛安の子で、「東福寺大将」であった仁保弘名など、在京の家臣もかなりの者が道頓に呼応して東軍方に転じた。豊前国守護代杉氏の子と推測される杉七郎も東軍に寝返ろうとして政弘方に討たれている(「大乘院寺社雑事記」文明二年四月三十日条・五月二十二日条・六月二十八日条へ『山口県史』史料編中世1、二〇四頁・二〇六頁)ほか。

(34) 「大乘院寺社雑事記」文明二年五月二十二日条(『山口県史』史料編中世1、二〇四頁)・「相良家文書」二二五号(『大日本古文書』家わけ五之一)など。

(35) 政弘は、文明十八年(二四八五)に亡父教弘の贈三位と氏寺興隆寺の勅願寺化を果たすと共に「家譜」を作成している。これらは、応仁・文明の乱の際に室町殿の公認権力であった道頓を、自らの下位にある篡奪者として位置づけるためであった(前掲註(32)所引須田論文二一一―一四頁)。大内武治が系譜に見えない理由もこのあたりに求めておきたい。

(36) 教弘以降、大内氏の家督は、政弘、義興、義隆と代々「亀童丸」と名づけられた嫡子に継承されてゆく。なお、この

「亀童丸」のネーミングについては、金谷匡人「大内氏における妙見信仰の断片」(『山口県文書館研究紀要』一九号、一九九二年)二九―三四頁に詳しい。

凡例

- 一 本史料は、管見に入った大内武治の関係史料十九点を翻刻したものである。
- 一 史料は、編年順に配列した。ただし、年代比定が不可能なものとは適当と思われる場所に収めた。
- 一 出典は、各史料の冒頭に「」で記し、さらに○を付して依拠した刊本や新たに翻刻した史料の所蔵先を示した。
- 一 字体は、常用字や人名用漢字は新字体を採用した。それ以外の漢字(いわゆる表外漢字)や変体仮名は、適宜処理した。
- 一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には「」、説明註には( )や○を用いた。

大内武治関係史料

〔関関録卷八二末武与五郎〕○『萩藩関関録』第二卷

一 大内教弘預ケ状写

長門国阿武郡大井郷領家内拾五石地分江木大炊助事、所預置也、随武治命可知行者也、仍下知状如件、

長祿四年十二月八日大内判教弘

末武大内大法師丸殿

〔蜷川親元日記〕○『山口県史』史料編中世1

二 「蜷川親元日記」寛正六年五月二十六日条

廿六日、壬申、天晴、

略○中

大内次郎多々良武治任彈正少弼口宣御判出、為御礼、太刀

金・二千疋進上、此分以備州可有御披露云々、(伊勢貞徳)

〔蜷川親元日記〕○『山口県史』史料編中世1

三 「蜷川親元日記」寛正六年六月二日条

二日、戊寅、天晴、

略○中

大内次郎任彈正少弼、仍御状御判在之、

御官途事、御申之旨申達候畢、仍被成下口宣御判候、

目出候、御祝着奉察候、随而御太刀金・鵝眼二千疋上

進之旨、即令披露候、恐々、

五廿六(伊勢貞親)

謹上 大内彈正少弼(武治)

略○中

大内方江就唐船御書記別也并御副状貴殿江被召之、新造(伊勢貞親)

女中江進置之、直二可被渡遣云々、

〔蜷川親元日記〕○『山口県史』史料編中世1

四 「蜷川親元日記」寛正六年六月五日条

五日、辛巳、天晴、

略○中

御状事、彼是三通以松雪軒奉之、整案候、一就御官途事御申候儀、鵜眼三千疋御進上之旨、令披露候畢、目出候、恐々、

十二三 去年之御状分也

謹上 大内次郎殿礼紙三貫殿(武治)五千疋事整之、

一自宗刑部少輔方御礼事、近年御分国之通路依不輒候、遲遅由申候、事実候者不可然候、無其儀候者早々御礼可申之旨被仰達候者可然候、恐々、

六五

謹上 大内左京大夫入道殿(政弘)

〔蜷川親元日記〕○『山口県史』史料編中世1

五 〔蜷川親元日記〕寛正六年八月二十五日条

廿五日、庚子、天晴、

略○中

細川殿御使秋庭(勝元)上野遠江入道殿、与州之時宜已大内新介(政弘)、同次郎(武治)

先勢杉・す系(陶)・内藤等打越之旨注進到来、彼状日野殿江

進入之、所詮大内合力之命令停止之様、一段可預御成敗之旨、以御執合可有申沙汰云々、御返事彼時宜驚存候、申談可有御披露云々、

〔諸臣証文一〇御郷・櫛辺両家証文〕○山口県文書館蔵

〔閨閣録卷一三五櫛辺七右衛門〕○『萩藩閨閣録』第三卷

六 大内武治感状写

去八月三日於撰津国吹田合戦時、搦手両所被疵候、神妙

候、并郎從太刀討高名此事候、猶々感悦之至候、弥可被

抽忠節候也、恐々謹言、

十月十日

武治(花押影)

櫛辺十郎次郎殿

〔毛卜封紙ウ八書乙〕  
〔櫛辺十郎次郎〕

○この文書は、応仁元年(文明元年)のものと思われる。

〔三浦家文書〕六四号 ○『大日本古文書』家わけ十四

(〔閨閣録卷四五三浦又右衛門〕○『萩藩閨閣録』第二卷)

七 大内政弘感状

昨日合戦切勝候て、敵数多被討捕候由、自霜台注進候、

殊其之一所衆、別而搦手候之由被申候、余祝着候間、先

一筆申候、何様自是重而以使者可申候、恐々謹言、

十二月廿日 政弘(花押)

仁保上総介殿(弘有)

〔三浦家文書〕六五号 ○『大日本古文書』家わけ十四

(〔閨閣録卷四五三浦又右衛門〕○『萩藩閨閣録』第二卷)

八 大内政弘感状

〔封紙ウ八書〕

〔於神崎軍忠状〕

仁保上総介殿

政弘

〔端裏切封〕

〔墨引〕

大内武治及びその関係史料(和田)

去十九日、以敵大勢詰寄候之処、(撰津国河辺郡)神崎要害事一身楯籠、

被遂合戦、得勝利、殊敵数多被討捕候之条、本望無極候、

則頸京着候了、被官等大略太刀討被疵候之次第、(大内武治)自霜台

注進候、雖不始事候、被廻計略候之通、高名之至候、仍

太刀一腰信国遣之候、是八去年(義就)崑山殿より給候、彼家重

代にて秘藏候とて、三位入道の実名を被載て候よし被申

候つる、一段可有祝着候、弥其堺之儀肝要候、一所衆今

度軍忠事、重而注給、可感遣候也、謹言、

〔尾仁二子成〕

十二月廿五日

政弘(花押)

仁保上総介殿(弘有)

〔三浦家文書〕六六号 ○『大日本古文書』家わけ十四

(〔閨閣録卷四五三浦又右衛門〕○『萩藩閨閣録』第二卷)

九 大内政弘感状

〔封紙ウ八書〕

〔仁保上総介殿〕

政弘

〔端裏切封〕

〔墨引〕

自去十八日、為当番神崎被相拘候之処、十九日辰刻、依

(痕津国河辺郡)

敵馳懸候、遂合戦、敵数多被討捕候之条、高名之至、不

及申候、仍委細霜台へ注進候、殊一所衆并被官等權手候

(大内武治)

神妙候、仍以使者申候了、塩川入道状一見候了、遣感状

候、猶々期後信候、謹言、

(文明元年)

十二月廿七日

政弘(花押)

仁保上総介殿

(弘有)

〔久芳家文書〕○東京大学史料編纂所蔵

〔閔閔録卷一一七久芳五郎右衛門〕○『萩藩閔閔録』第三卷

一〇 大内政弘感状

昨日十九始彈正少弼而撰州下島軍勢、仁保上総介并西条

(大内武治)

(痕津国西成郡)

(弘有)

衆以下為敵令退散之処、至三宝寺被馳加之条、神妙誠無

(痕津国)

二心中感悅無極也、別而必可加扶持者也、弥可被抽忠節

之状如件、

文明二年五月日

大内政弘  
(花押)

久芳掃部助殿

(永清)

文明二年六月 日

政弘(花押影)

安富宮王丸殿

〔益田家文書〕卷七六 ○東京大学史料編纂所蔵

一三 大内氏重臣連署注進状写

〔就道頓之儀、大内殿御留守衆ヨリ京都へ之注進状也、〕

(端裏書)

(政弘)

道頓・武治并吉見三河守・三隅中務少輔・周布因幡守・

(大内)

(成頼)

(長信)

(和基)

小笠原又太郎、次二仁保加賀守以下凶徒等、催多勢、

(盛安)

去九月廿二日对阿武郡賀年城執懸誥陣候間、為後卷不

(長門国阿武郡)

(移)

(誥)

写時日到渡川各令進発、相待諸軍勢、十月六日生雲郡

(長門国阿武郡)

(種)

(以下同)

(長門国阿武郡)

喜和多尾執陳候、翌日尾坂山移陳、致方々計略、同十

(長門国阿武郡)

(種)

(以下同)

(長門国阿武郡)

三日木部郡飛石山二執寄候、此時節依大雪人馬不相動

(長門国阿武郡)

(種)

(以下同)

(長門国阿武郡)

候之間、同廿七日高佐郡八草山二陳替仕候、依益田治

(長門国阿武郡)

(種)

(以下同)

(長門国阿武郡)

部少輔貞兼申談子細、十一月七日味方至石州豊田打出

(石見国吉賀郡)

(種)

(以下同)

(石見国吉賀郡)

同所赤城切捕候、同九日於賀年城籠致合戦、得勝利候、

(長門国阿武郡)

(種)

(以下同)

(長門国阿武郡)

仍討捕候頭并味方打死人数注文別紙進上候、同十一月

(石見国長野庄)

(種)

(以下同)

(石見国長野庄)

庄内豊田右衛門尉被官人楯籠事、彼貞兼責落候、同十

(益田)

(種)

(以下同)

(益田)

〔閔閔録卷三〇楢杜伊織〕○『萩藩閔閔録』第一卷

一一 大内政弘感状写

去月十九日、始彈正少弼而撰州下島軍勢大略構不儀、依

(大内武治)

(痕津国西成郡)

令退散、至京都既及大乱之間、俄差遣之処、不能左右、

(痕津国西成郡)

(痕津国西成郡)

至中島令下着、於諸々致合戦、殊同廿五日福島敵悉对治

(痕津国西成郡)

(痕津国西成郡)

候条、忠節之次第誠感悅無極者也、弥可被抽勲功之状如

件、

文明二年六月一日

大内政弘  
判

楢杜孫七郎殿

(弘康)

〔永田秘録卷八五安富家証文〕

○『山口県文書館研究紀要』第二七号

一二 大内政弘感状写

去月十九日始彈正少弼而撰州下島軍勢等、大略構不儀

(大内武治)

(痕津国西成郡)

令退散之間、至京都既及太乱之処、此刻当島残留於所々

(大内)

(痕津国西成郡)

致合戦、殊同廿五日福島敵悉对治之時、忠節之次第感悅

(痕津国西成郡)

(痕津国西成郡)

無比類者也、弥可被抽忠儀之状如件、

二日夜賀年敵悉退散候、依夜中風雨不討留候、無念之

(長門国阿武郡)

至候、同十三日到得佐敵城一勢差遣候処、不能合戦没

(長門国阿武郡)

落候間、則城差籠城衆候、同日吉見分領杉多尾通路城

(石見国長野庄)

(石見国吉賀郡)

長野左馬助切捕候、同十五日庄内力ヶノ城、又今月三

(石見国美濃郡)

(益田)

日高津小城、彼貞兼責落候、方々如此御勝利御大

(益田)

(種)

(慶)

然間去月廿七日開陳仕候、吉見分領石州吉賀郡発向候

(種)

(種)

(種)

次第、已前弘諫巨細注進仕候間、只今不及申上候、

(種)

(種)

(種)

一芸州・九州・其外方々御敵候間、田舎事、弥御太儀候

(飛川郡)

(頼忠)

(善)

殊探題・大友・少貳一味本走候間、更無油断候、九州

(頼忠)

(善)

(善)

人之事、重而以御書御計略可為干要候、随而御下向事、

(頼忠)

(善)

(善)

此時節御了簡可目出候、延引候てハ可為如何候哉、無

(頼忠)

(善)

(善)

勿体存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

(頼忠)

(善)

(善)

文明二年  
十二月七日

(形)

三河守重隆

(安富)

平 幸 房

(形)

平 武 道

(形)

沙 弥 元 秀

(内藤)

彈正忠弘難

(種)

(種)

備中守弘繩  
多々良弘諫

宗資(花押)

鹿路原  
綿貫七郎左衛門尉

綱資(花押)

内藤駿河入道殿

吉川殿

進上杉美作守殿

人々御中

弘中下野守殿

〔永弘家文書〕九三二号 ○『大分県史料』第四卷

〔吉川家文書〕三四二号 ○『大日本古文書』家わけ九

一四 綿貫一族連署契状

一五 大内氏奉行人杉重隆書状案

吉川殿与惣領源太郎弓箭事、以大内少弼殿・三隅殿・佐

就少弼殿様御在城之儀、当城事我等二被仰付候、大儀此

波殿・福屋殿・高橋殿御入口和陸申候上者、我々事、今

事候処、以御内調法御城内二忍入、波多野藏人・入江太

度御弓箭之儀、不可残申遺恨候、於已後者、惣領二した

郎左衛門尉、依被申合候、御城無為二渡給候、千秋万歳

かひ罷立御用、又可得御扶持候、若背此旨、至路次已下

候、殊於責口度々被蒙矢疵を忠節重畳候、誠神妙之至候、

企狼籍、不儀子細候者、手出候はん方を、御口入方々被

近日 於御産所可致参上候間、一段披露可申候、不可有

仰究、一途可預御罪科候、仍契状如件、

如在候、恐々謹言、

文明七年八月十六日

文明九年

九月廿九日

杉三河守

重隆 在判

元資(花押)

永弘式部丞殿

宮前  
綿貫勘解由左衛門尉

○繼目裏花押(永弘氏輔)アリ

〔正任記〕○『山口県史』史料編中世1

一六 「正任記」文明十年十月三日条

三日、辛卯、天陰、

略○中

一霜台武治致御供人数注文、

略○後

三浦甲斐守

右衛門大夫子

依田彦七

和泉守子

能美藤右衛門尉

能美和泉守

頼野弥四郎

出雲守子

入江太郎左衛門尉

波多野藏人

美甘遠江守

能美河内守

奈良橋土佐守

三浦右馬允

中村藏人

打空与三左衛門尉

平井勘解由左衛門尉

能美弥六

能美弥十郎

平井右馬允

久芳彈正子

越前守子

波多野又三郎

寺本藤五郎

光勝弟

吉賀三郎左衛門尉

朝倉源兵衛尉

藤左衛門尉子

主計允子

今岡助三郎

光富新次郎

元杉右京被官

久江彦右衛門尉

三井藤左衛門尉

某阿子

後藤与三右衛門尉

後藤与三右衛門尉

三浦平六

○中

(大内武治)

一 霜台江御返書并御太刀・御馬被進候、弘隆奉行之、

略○後

〔正任記〕○『山口県史』史料編中世1

一九 「正任記」文明十年十月十一日条

十一日、己亥、天晴、

一 (彩)重隆注進到来、(大内武治御)霜台先○知行分注文在別紙二千八百余

山国・同御家人知行分注文等進上候、

略○後